

国土強靱化地域計画改定（案）
提出された意見の概要と市の考え方

意見公募期間：令和８年９月16日～令和８年９月30日まで

No.	該当ページ	意見の概要	市の考え方	原案修正の有無
1	指定なし	赤道と呼ばれる法定外公共物について、老朽化した擁壁や水路が地震、豪雨等の際に周辺住民の安全に影響を及ぼすおそれがある。地域による維持管理が困難になっている状況も踏まえ、市内の危険箇所を調査し、必要な防災・減災対策を国土強靱化地域計画に位置付けてほしい。（意見概要）	本計画では、道路や水路の法的な区分を一つひとつ網羅するのではなく、災害時の通行確保や浸水被害の軽減など、施設が担う役割や災害時に想定される被害に着目して、必要な取組を位置付けています。 赤道などの法定外公共物は、場所によって所有者や管理者、利用状況、道路や水路としての役割などが異なることから、「法定外公共物」という区分を一律に本計画へ追記することは適切ではないと考えています。 このため、計画案の修正は行いません。なお、ご意見のあった場所については、関係課で情報を共有し、所有者や管理者、現在の利用状況などを確認します。	無
2	指定なし	上水道について、耐震化率などの数値目標も大切だと思いますが、市民として気になるのは、大規模災害が起きた際、どの程度まで給水を維持できるのかという点です。 断水が発生した場合の給水体制も含め、実際の災害を想定した対応について、市民にも分かりやすく示していただきたいです。	大規模な災害が発生した際に、水道をどの程度利用できるのか、また、断水した場合にどのように飲料水が確保されるのかは、市民生活を守る上で重要です。 国土強靱化地域計画は、災害による被害をできる限り少なくするため、平常時から進める取組の方向性を示す計画です。そのため、今回の計画案では、上水道について、水道施設の耐震化や応急給水体制の整備を進めることとし、耐震化率の数値目標を設定しています。 一方、市では、災害の予防から、災害発生時の対応、被災後の復旧までを総合的かつ計画的に進めるため、地域防災計画を策定しています。この地域防災計画には、災害時に飲料水を確保し、市民の皆さまに届けるための「給水計画」があり、飲料水の確保・供給方法や、県、他市町等との協力体制を定めています。 このように、平常時から進める水道施設の耐震化や応急給水体制の整備は国土強靱化地域計画に、災害発生時の給水対応は地域防災計画に、それぞれ位置付けています。 なお、災害時の給水に関する情報については、市民の皆さまに分かりやすく周知するよう努めます。 以上のことから、応急給水等の対応は地域防災計画等に基づき実施することとしているため、本計画案の修正は行いません。	無
3	指定なし	デジタル技術の活用については、便利になる一方で、災害時には停電や通信障害によって利用できなくなる可能性もあります。 デジタル化を進めると同時に、そうした状況でも情報を得られる手段を残していただきたいです。	災害時には、停電や通信障害により、一部の情報伝達手段が利用できなくなる可能性があります。 このため、計画案では、防災行政無線、災害情報テレホンサービス、防災気象情報メール、緊急速報メールなど、特性の異なる複数の手段を組み合わせ、一部の手段が利用できない場合にも、利用可能な手段で補うことを既に位置付けています。 情報伝達手段の多重化は、すべての手段が必ず利用できることを保証するものではなく、情報が届かなくなる可能性をできる限り低くするための取組です。 これらのことから、ご意見の趣旨は計画案に位置付けていることから、計画案の修正は行いません。市民の皆さまにも、平常時から複数の情報取得方法を確認し、災害時には利用可能な手段を通じて、自ら情報を得て行動していただくようお願いします。	無